

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月23日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖 靖

鹿 総 第 6 1 3 号
令和6年9月2日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖 靖 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和6年1月25日付け鹿屋監第100号で提出された定期監査の結果のうち、輝北総合支所及び吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和6年4月30日付け鹿屋監第12号で提出された市長公室、総務部、市民生活部及び保健福祉部の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和6年7月25日付け鹿屋監第38号で提出された農林商工部及び建設部の定期監査の結果に関する報告

令和6年1月25日付け鹿屋監第100号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 予定価格調書の作成について 鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知により、除草伐採業務委託については、適正な価格での入札を促進するため、最低制限価格を設定することとされているが、市有財産刈払い業務委託の予定価格調書について、最低制限価格が設定されていない状況等が見受けられた。 輝北総合支所 住民サービス課 輝北総合支所 産業建設課 吾平総合支所 住民サービス課 吾平総合支所 産業建設課	(1) (輝北総合支所 住民サービス課) 今後は鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (輝北総合支所 産業建設課) 今後は鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (吾平総合支所 住民サービス課) 今後は鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (吾平総合支所 産業建設課) 今後は鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知に基づき、適正な事務処理に努めたい。
(2) 市内出張命令について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号及び鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する市内出張命令（依頼）簿によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿の「期間」欄に時間の記載がないものが見受けられた。 輝北総合支所 産業建設課	(2) (輝北総合支所 産業建設課) 鹿屋市職員の旅費に関する条例第4条第1項第1号及び鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条の規定に基づき、適正に処理した。

令和6年4月30日付け鹿屋監第12号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 調定について 鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表により、収入決定権者は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めたときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないと規定されているが、交付決定通知書の收受時点で、調定書により徴収の決定がされていない状況が見受けられた。 総務部 総務課 市民生活部 安全安心課 保健福祉部 高齢福祉課	(1) (総務部 総務課) 指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。 今後は、鹿屋市会計規則に基づき、適切な事務処理に努めたい。 (市民生活部 安全安心課) 指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表に基づき、適切な事務処理に努めたい。 (保健福祉部 高齢福祉課) 指摘のあった件については、直ちに調定書の作成を行い、適正な事務処理について課内で情報共有を図った。 今後は、鹿屋市会計規則及び鹿屋市会計事務の手引書に基づき、適正な事務処理に努めたい。
(2) 市内出張命令について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま、出張している状況等が見受けられた。 市長公室 政策推進課、地域活力推進課 保健福祉部 子育て支援課	(2) (市長公室 政策推進課) 市内出張命令については、鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。 (市長公室 地域活力推進課) 指摘のあったことについては、市内出張命令を取得した。今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。 (保健福祉部 子育て支援課) 指摘のあったことについては、市内出張命令を取得した。 今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。

令和6年7月25日付け鹿屋監第38号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 調定について 鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表により、収入決定権者は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めたときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないと規定されているが、業務委託において、契約日の時点で調定書により徴収の決定がされていない状況が見受けられた。 農林商工部 農政課 (2) 負担金の請求について 市長が、市長個人又はその名において代表となる法人その他団体と契約等を締結する場合において、その適正な執行を図るため、地方自治法に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することが規則で定められているが、実行委員会等への負担金の請求について、会長から同一人である鹿屋市長へ請求が行われており、民法第108条の双方代理の禁止に抵触している状況が見受けられた。 農林商工部 農政課、農地整備課 (3) 財産について ア 手数料の保管について 現金等の保管については、鹿屋市会計規則第7条により定められているが、手数料の保管について、現地確認により、手数料を収納したときに現金を保管する金庫が無い状況が見受けられた。 農林商工部 林務水産課	(1) (農林商工部 農政課) 指摘があったことについては、今後は鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び会計事務の手引書に基づき適正な処理に努めたい。 (2) (農林商工部 農政課) 指摘があったことについては、今後は鹿屋市副市長に対する事務委任規則に基づき、適正な処理に努めたい。 (農林商工部 農地整備課) 指摘があったことについては、市長を代表とする団体に対し、請求先を副市長とするよう依頼し、鹿屋市副市長に対する事務委任規則に基づき適正な処理に努めたい。 (3) ア (農林商工部 林務水産課) 指摘のあった金庫については、手提げ型金庫を設置した。今後は鹿屋市会計規則第7条に基づき、適正な現金保管に努めたい。

監 査 結 果	改 善 措 置
イ 土地の管理について 用途を廃止した行政財産の引継ぎについては、鹿屋市財産規則第7条により財政課へ移管することと定められているが、行政財産の用途廃止を行った財産が、財政課へ移管されていない状況が見受けられた。 建設部 建築住宅課 (4) 市内出張命令について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま出張している状況、「期間」欄に時間の記載がない状況が見受けられた。 農林商工部 農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、ふるさとPR課	イ (建設部 建築住宅課) 指摘のあった用途を廃止した行政財産の引継ぎについては、財政課等と協議の上、適正に処理することとしたい。 (4) (農林商工部 農政課) 指摘があったことについては、今後は鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1号及び鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条の規定に基づき、適正な処理に努めたい。 (農林商工部 林務水産課) 指摘のあったことについては、今後は鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。 (農林商工部 畜産課) 指摘があったことについては、今後は鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び会計事務の手引書に基づき適正な処理に努めたい。 (農林商工部 農地整備課) 指摘があったことについては、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定に基づき、適正な処理に努めたい。 (農林商工部 ふるさとPR課) 指摘があったことについては、鹿屋市事務決裁規程第4条第1項及び第2項第2号の規定に基づき処理した。

鹿教教第245-2号
令和6年9月2日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖 様

鹿屋市教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和6年1月25日付け鹿屋監第100号で提出された教育委員会の定期監査に関する報告

令和6年1月25日付け鹿屋監第100号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 現金出納簿について 鹿屋市会計規則第31条の規定により、出納員等は、収入金の出納の都度、現金出納簿に記載し、出納状況を明らかにしておかなければならないとされているが、市民講座実費徴収金の現金出納簿について、金額を誤って記載している状況が見受けられた。 教育委員会事務局 生涯学習課 中央公民館（細山田分館）	(1) （教育委員会事務局 生涯学習課） 指摘のあったことについて、金額を確認し修正を行った。 今後は館長会等を通じて指導を行い、適正な事務処理に努めたい。
(2) 契約書の作成について 鹿屋市契約規則第30条第1項の規定及び契約事務の手引書により、契約書に記載する契約日付は、当事者双方が記名押印した日付とすることとされているが、自家用電気工作物保安管理業務委託契約書について、契約日が未記入の状況が見受けられた。 教育委員会事務局 学校教育課 学校給食センター（吾平学校給食センター）	(2) （教育委員会事務局 学校教育課） 今後の契約書作成については、鹿屋市契約規則第30条第1項の規定及び契約事務の手引書に基づき、適正処理すると共に書類確認についても確実に行うこととしたい。
(3) 学校の水泳プール管理日誌について 令和3年5月28日付け鹿屋市教育委員会学校教育課長通知により、PH値は、プール使用前に測定し、基準値内であることを確認することとされているが、水泳プール管理日誌について、PH値の記入漏れが多数見受けられた。 教育委員会事務局 学校教育課（鹿屋中学校）	(3) （教育委員会事務局 学校教育課） 水泳プール管理日誌のPH値を記入するよう、学校に速やかに指示し、校長会等を通じて全小・中学校長へ周知した。今後も、適切な事務処理に努めるよう指導を行っていきたい。